

# こども家庭庁 について



ないかくかんぼう  
内閣官房

かていちょうせつりつじゅんびしつ  
こども家庭庁設立準備室

れいわねんがつ

令和4年9月

# 子どもや若者が自分らしく成長できる社会を目指して ～「子ども家庭庁」をつくる理由～

●2023年4月1日、子ども家庭庁ができます！

●子どもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。みなさんが自分らしく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。そこで、大人が中心になっていたこの国や社会のかたちを「子どもまんなか」へと変えていく司令塔として、子ども家庭庁という国の新しい組織をつくることになりました。

●子ども家庭庁は、いつも、子どもにとって何が大切かを、子どもの目線で考えて、政府の仕事をリードしていきます。子ども家庭庁自身も、子どもが健やかに成長するための取組や困っている子どもへのサポートを進めます。

●「子どもまんなか」社会の主役は、子どもや若者のみなさんです。社会をつくる一員として、ぜひ声を聴かせてください。子ども家庭庁は、子どもや若者のみなさんの声をしっかりと受け止めて、みなさんと一緒になって、いつも子どもや若者にとって最も良いことが何かを考え、様々な取組を進めていきます。



## 「子ども家庭庁」を 作るための話し合いを どのようにしたの？



●子どもの視点に立って、何を大事にするのか、政府は何をする必要があるのか、子どもの問題を考えてきた大学の先生や若者、子ども・若者の支援をしている人などが「有識者会議」で話し合いました。また、大人だけでなく、子ども・若者からも意見を聴き、会議で報告しました（子ども・若者からの意見は次のページで紹介しています。）。

●そして、「子ども家庭庁」の「基本方針」を総理とすべての大臣がメンバーの閣議で決めました。



# こども・若者からの意見

令和3年(2021年)10月から11月にかけて、こども・若者約60名から意見を聴き、政府に取り組んでほしいことやどのような仕組みなら意見が言いやすいかなどについて、たくさんのアイデアをもらいました。  
 以下は、こども・若者からのアイデアの一部です。「有識者会議」の報告書や「基本方針」にも反映しています。

こどもの意見が積極的かつ適切に反映されるよう取り組む

こどもにとってなじみやすいSNSなどを使った広報や情報の発信を行う

こどもが正確でわかりやすい情報を簡単に見つけられるようにする

制度や支援についてオンラインで気軽に問い合わせできる仕組みを作る

学校や家庭以外の居場所づくりに取り組む

一時保護所(虐待や家族が育てられないなどの理由で、家庭から一時的に離れて暮らす場所)からも学校に行けるようにし、一時保護所での行動の制限をどうしても必要なものだけにする

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境を作る

こどもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者による支援を進める

児童養護施設(こどもが家庭以外の場所で暮らす施設)での生活の決め事などはそこで生活するこども自身の意見を聴いて、より良くしていく

性別によって役割や仕事などが決まるという考えを変え、性別に関わらず、いろいろな可能性を広げるための取り組みをする

児童養護施設(こどもが家庭以外の場所で暮らす施設)などで暮らすこどもが大人になって社会に出ていくときの支援について、施設で暮らしている間からの支援をもっと行う



# こども政策で大事にすること

「基本方針」では、こどもに関わる政策を進めるときに大事にすることを6つあげています。

## 1 こどもや子育てをしている人の 目線に立った政策を作ること

- こどもは、まわりの人に支えられながら、自分のことを決めたり、意見を伝えたりする主体です。「こども家庭庁」は、こどもの声をしっかりと聴いて、こどもにとって一番いいことは何かを考え、仕事をします。また、こどもや若者の社会との関わりを応援します。
- 一緒に住む家族の人数が少なくなったり、地域での助け合いが減ったりして、子育てが大変な家庭が増えています。子育てをしている人が、負担や不安を感じる事が減り、ゆとりを持ってこどもと向き合うことができると、こどものより良い成長につながります。そのため、子育てをしている人の意見も聴いて、仕事をします。



# こども政策で大事にすること

## 2 すべてのこどもが心も身体も 健康に育ち、幸せになること

- 児童の権利条約(すべてのこどもがもっている権利について定めた条約)の内容に従って、以下のとおり取り組みます。
  - ・すべてのこどもが、命を守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるようにします。
  - ・こどもにとって何が一番良いかを考え、決めたり、行われたりするようにします。
  - ・こどもは、自分に関することには自由に意見が言えるようにします。大人はその意見を、こどもの年齢や成長に合わせて、よく考えるようにします。
  - ・すべてのこどもは、一人の人として大切にされ、どんな理由でも差別されないようにします。
- こどもの成長を支援できるように、妊娠前から大人になるまでの間、健康や生活を支え、教育を受けられるようにします。
- すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ち、いろいろな体験ができて、幸せな状態で成長していけるようにします。そのために、家庭、学校、職場、地域などのすべての人が協力します。
- 性別に関わらず、すべてのこどもが、自分の可能性を広げていけるようにします。

## こども政策で大事にすること

### 3 だれひとり取り残さないこと

- 虐待や貧困(物やお金が、生活のために十分ではないこと)など困難な状況にあるこどもを含めて、すべてのこどもが取り残されることのないようにします。そして、こどもが社会に参加できるようにします。

### 4 政府の仕組みや組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること

- こどもがかかえる困難は、単純ではありません。いろいろなことが重なって、いじめ、不登校、ひきこもり、非行などにつながってしまいます。
- いじめ、不登校、ひきこもり、非行などは、こどもからのSOSかもしれません。家族にも、悩みがあるのかもしれません。



## こども政策で大事にすること

- こどものかかえる困難を解決するには、いろいろな専門家が協力することが必要です。また、これまでは、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれてしまうことがありました。「こども家庭庁」では、それぞれの状況に合わせて、支援がとぎれないようにします。

### 5 こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること

- 困っているこどもや家庭ほど、助けてと言うのが大変だったり、相談できることを知らなかったりすることがあります。こどもを支える人が、こどもや家族がいる場所に行く、SNSなどで自動的にお知らせが来るようにする、といった工夫をします。

### 6 こどもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策にいかすこと

- こどもの考え、こどもや家庭をとりまく状況、こどもを支える団体などについて集めた調査・データを政策にいかします。また、数字だけではなく、こどもの言葉なども大切にします。

## こども家庭庁が大切にする3つの姿勢

1

こどもの目線、子育てをしている人の  
声を大切にする

こどもの声を聴くことは、こどもを大切にする  
第一歩です。

2

地方自治体(都道府県・市区町村)と  
協力すること

こどもや子育てをしている人に身近な地方自治  
体とよく話し合っ

3

NPOや地域の人たちと話し合い、  
協力すること

こどもや若者、子育て支援を行っているNPO  
(社会の問題に取り組んでいる民間団体)や地  
域で活動している人たちとのつながりを強く  
し、話し合い、協力します。

## こども家庭庁の役割

政府の中のこども政策全体の「リーダー」

●これまで、こどもに  
関係する仕事は、政府のいろいろな省や庁が  
別々に行ってき  
ました。これからは、「こども家庭庁」が政府の中の  
こども政策全体のリーダーになります。

●「こども家庭庁」には、こども政策を担当する大臣をおきます。その  
大臣は、他の大臣が担当する仕事(たとえば、文部科学省が担  
当する学校の仕事など)が十分ではないとき、もっと良くするように言  
うことができます。

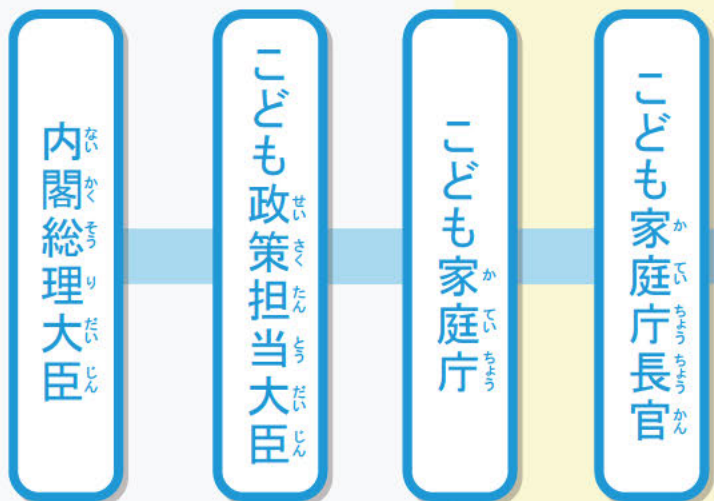
新しい課題などに対応する

●社会の変化によって、次々と新しい課題が出てきます。

これまでなかった課題、どの省庁が担当するかははっきりしなかった  
課題や対応が十分ではなかった課題に取り組めます。

# こども家庭庁の体制

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「こども政策担当大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その人たちの下に、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門という3つの部門をつくります。



## 総合調整部門 企画立案

- 全体の取りまとめ**
- ① こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
  - ② 地方自治体や民間の団体との協力
- etc

## 成育部門

- こどもの育ちをサポート**
- ① 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
  - ② 保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
  - ③ 小中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ
  - ④ こどもの安全(性的被害や事故の防止)
- etc

## 支援部門

- 特に支援が必要なこどもをサポート**
- ① こどもの虐待防止やヤングケアラー(家族にケアが必要な人がいるため、家事や家族の世話などを行っているこども)などの支援
  - ② 血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や大人になって社会に出ていくための支援
  - ③ こどもの貧困やひとり親家庭の支援
  - ④ 障害のあるこどもの支援
- etc

# こども・若者から意見を聴いたり、 こども・若者が参加する仕組み

こどもや若者から意見を聴くために、いろいろな工夫をします。  
たとえば、

- 意見を言いたいこども・若者を集めて、会を開く
- こども・若者が政府の会議などに参加できるようにする
- こどもに関する政策を決めるときには、こども・若者が政府に分かりやすく情報を伝え、政府に意見を送れるようにする  
(パブリックコメント)
- SNSなどこども・若者が参加しやすい方法で意見を聴くなどをしていきます。

